

訪問看護



No.28

ステーション便り

問 訪問看護ステーション
☎32 - 2416

訪問看護サービスは本人の保険の種類によって、医療保険または介護保険制度で利用できます。介護保険が医療保険よりも優先されますが、要支援・要介護の認定を受けていても、医療保険でサービスを利用することができます（法律に定められています）。要支援・要介護の認定を受けていても医療保険の対象となる場合の条件と、実際にあった事例をご紹介します。

要支援・要介護の認定を受けていても医療保険の対象となる場合

- ①厚生労働大臣の定める疾病などの方（下表参照）
- ②精神科訪問看護が必要な方（認知症は除く）
- ③入院中、在宅療養に向けて一時的に外泊している方（原則：入院中に1回）
- ④かかりつけ医から特別指示が出ている期間（1カ月に1回・14日間のみ）

例）状態が急に悪化（急性増悪）している状態、終末期や退院直後などで状態が不安定な方、
褥瘡のある方

【厚生労働大臣の定める疾病など】

末期の悪性腫瘍	多発性硬化症	重症筋無力症
スモン	筋萎縮性側索硬化症	脊髄小脳変性症
ハンチントン病	進行性筋ジストロフィー	プリオン病
パーキンソン病関連疾患【進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のものに限る）をいう】		
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレーガー症候群）		
頸髄損傷および人工呼吸器を使用している状態		後天性免疫不全症候群
亜急性硬化性全脳炎	球脊髄性筋萎縮症	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
脊髄性筋萎縮症	ライゾーム病	副腎白質ジストロフィー



外泊中の訪問看護

退院後に自宅療養となるAさん。入院前と生活が変わるため外泊してみることにしました。外泊中の体調の管理と、退院後の生活環境の確認・アドバイスをしました。退院日から、療養生活がスムーズに開始できました。



状態が急に悪化している状態

Bさんは風邪をひいて体調を崩してから、食欲がなくなり急に動けなくなりました。点滴治療が必要になり、集中的に訪問看護が必要になりました。



退院直後で状態が不安定

ひとり暮らしのCさん。入院中に、一人で生活できるように調整しましたが、帰宅直後から苦しくて動けなくなりました。

体調が不安定ですが、自宅での生活を希望されるため、環境を整えたり体調管理のため、頻回な訪問が必要になりました。



褥瘡ができてしまった

寝たきりのため自分で体の向きを変えられないDさんは、骨の出ている部分が圧迫され、褥瘡が出来てしまいました。

ガーゼ交換と傷の状態の観察のため、毎日の訪問看護が必要になりました。

